

「中間的な整理」において検討課題とされた事項等の整理（案）

課 題 （「中間的な整理」における課題）	整理の方向	「パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子（案）」の関係部分
<p>(1) <u>匿名加工情報（仮称）個人特定性低減データ</u>の提供に当たっての本人同意</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大綱において「本人の同意」を必要としないで第三者に提供できる仕組みとして<u>匿名加工情報個人特定性低減データ</u>の導入を提言している。 基本的には、これを前提として考える<u>ことが必要である</u>（民間部門はこれを前提に制度設計）。 これに加えて、行政機関等においては<u>匿名加工情報個人特定性低減データ</u>について、加工対象とする個人情報の範囲の限定、利活用目的の公益的目的への限定等、民間分野における利活用に制約をかけることとしている<u>もの</u>。 仮に行政機関等においてのみ「本人の同意」まで求めることとすると過大な制約と<u>なると考えられないかならないか</u>。 いずれにせよ、基本法における検討内容を踏まえ法制的に検討する<u>必要がある</u>。 <u>なお、その際、本人に対する事前通知、オプトアウトについて基本法との整理を踏まえ検討する必要がある。</u> 	<p>3 (4) 本人同意を得ない第三者提供への関与（オプトアウト規定の見直し）</p> <p>個人情報取扱事業者は、本人同意を得ない個人データの第三者提供をしようとする場合には、次の事項を、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならないこととする。</p> <p>(ア) 第三者への提供を利用目的とすること (イ) 第三者に提供される個人データの項目 (ウ) 第三者への提供の方法 (エ) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること及び本人の求めを受け付ける方法</p> <p>この場合において、個人情報保護委員会は、その内容を公表しなければならないこととする。</p> <p>※本人への通知方法や本人が容易に知りうる状態が不適切な場合には、勧告・命令。</p>
<p>(2) <u>匿名加工情報個人特定性低減データ</u>に係る提供先への規律（二次流通、再特定禁止など）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 民間部門において導入される規律は、基本的には行政部門で導入する方向で検討することとする（再特定禁止、安全管理等）。 <u>他方</u>、行政機関等における<u>匿名加工情報個人特定性低減データ</u>の仕組みとして、利活用の目的の限定等を課すことの実行性確保の必要性等を考えると、二次流通の禁止を課すことが必要ではないかと<u>考えられる</u>。 なお、これにより行政機関等間で<u>匿名加工情報個人特定性低減データ</u>を共有することが妨げられるという懸念もあり得るが、これについては、共同で 	<p>2 (1) 匿名加工情報（仮称）に関する規定の整備</p> <p>(ア) 第三者に提供するために匿名加工情報を作成するときは、4の個人情報保護委員会に届け出た上で、個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報から特定の個人を識別することができる記述等の削除（他の記述等に置き換えることを含む。）をするなど、当該個人情報を復元することができないようにその加工をしなければならないこととする。また、匿名加工情報を作成した者は、削除をした記述等及び加工の方法に関する情報の漏えいを防止する</p>

課 題 (「中間的な整理」における課題)	整理の方向	「パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子(案)」の関係部分
	<p>提供の求めを行うことを認めるなどの運用上の工夫により解決できるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他方、研究関係の現場で様々な情報を共有しながら研究が進められていることを考えると、二次流通を全面的に禁止すると研究開発を抑制してしまうことが懸念される。原則禁止としても、例外的に公益性の判断やトレーサビリティ等を条件に認める仕組みは考えられないか。あるいは行政機関同士においては許容するなど、受領先のカテゴリズによって二次流通を可能とすることも検討できないか。 	<p>ために必要かつ適切な措置を講じなければならないこととする。</p> <p>(イ) (ア)により匿名加工情報を作成した者が当該匿名加工情報を第三者に提供する場合には、第三者提供をする旨を公表し、提供先に匿名加工情報であることを明示しなければならないこととする。</p> <p>(ウ) (イ)により取得した匿名加工情報を事業の用に供する者は、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、(ア)の削除をした記述等及び加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならないこととする(イ)により取得した匿名加工情報を事業の用に供する場合も同様とする)。</p> <p>(エ) (イ)により取得した匿名加工情報を第三者に提供する場合には、第三者提供をする旨を公表し、提供先に匿名加工情報であることを明示しなければならないこととする(この(エ)により取得した匿名加工情報を第三者に提供する場合も同様とする)。</p>
<p>(3) 匿名加工情報個人特定性低減データに係る提供先の把握・公開</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関等において匿名加工情報個人特定性低減データを提供する場合、上述のように二次流通を禁止するとすれば、提供先は行政機関等によって「把握」されているものである(提供先に対する監督は、行政機関等が行う方向で監督体制を検討中)。 また、提供先が公益的目的を果たすに足るものであることや、各種規律により情報の安全確保が図られていること等にかんがみれば、提供先の「公開」までは不要とも考えられるのではないか。 他方、行政機関あるいは独法等が提供した匿名加工情報により個人の権利の侵害が疑われる事案が生じた場合、まず提供元の行政機関等が対処するとして 	<p>3 (2) 第三者提供に係る確認及び記録の作成の義務付け</p> <p>(イ) 個人情報取扱事業者は、個人情報データベース等の第三者提供をしたときは、提供の年月日、提供先の氏名等の記録を作成し、一定の期間保存しなければならないこととする。</p>

課題 （「中間的な整理」における課題）	整理の方向	「パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子（案）」の関係部分
	<p><u>も、究極的には総務大臣か第三者機関による調査、把握、さらに権限発動ができることが必要であり、そのためには総務大臣か第三者機関が提供先を把握しておく必要があるのではないかと考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>また、公開については、公益的目的での提供であれば公開を制約する必要はなく、国民が知り得る状態にするために最低限の情報は公開することを検討する必要があるのではないかと（現行行個法においては、個人情報情報を第三者に経常的に提供する際には提供先も公表することとされている）。</u> ・ <u>公開の方法としては、個人への通知、一般への公開、専門機関への届出（専門機関でそれを整理して公開）など各種方法が検討できるのではないかと。</u> <u>さらに、低減度合いの公開についても検討が必要ではないかと。</u> ・ <u>公開する場合、誰が公開するかも検討する必要がある（各行政機関等か、総務大臣、第三者機関か、事務の複雑性も含めて考える必要がある）。</u> ・ <u>いずれにしても、基本法における整理をも踏まえて検討する必要があるのではないかと。</u> 	
<p>（４）行政機関等が匿名加工情報個人特定性低減データの受領者になることはできるか。その場合の規律は</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>行政機関等が匿名加工情報個人特定性低減データの受領者になることについて、特段これを制限する理由はないと考えられる（受領は可能とする）。</u> ・ <u>受領したデータは、データの性格（低減の度合い等）に応じて、受領した行政機関側で個人情報となる場合、個人情報として行個法の規律がかかるものとなる（目的外利用の制限等）。</u> ・ <u>なお、基本法における法制的な整理を踏まえた規律について、必要な場合更に検討する。</u> 	
<p>（５）保護対象の明確化（個人の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>基本法において、必要と考えられる保護対象を個人</u> 	<p>1 生存する個人に関する情報であって、次のいずれ</p>

課 題 (「中間的な整理」における課題)	整理の方向	「パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子(案)」の関係部分
身体的特性に関するもの等の扱い	<u>情報の定義規定に明確に規定する方向で検討が行われており、行個法においても、これと整合するように個人情報の定義規定を改正する方向で検討する必要があると考えられるの法制的整理と整合するように整理。</u>	かに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち政令で定めるものが含まれるものを個人情報として新たに位置付けるものとする。 (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号であって、当該個人を識別することができるもの(例:指紋データ及び顔認識データ) (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行される書類に付される符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は付されるもの(例:携帯電話番号、旅券番号及び運転免許証番号)
(6) <u>要配慮個人情報(仮称)機微情報</u> の扱い	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関等においては、所管事務の遂行のため、<u>要配慮個人情報</u>いわゆる<u>機微情報</u>の取得、利用が不可欠な場合が少なくない。民間部門における<u>要配慮個人情報</u>「<u>機微情報</u>」に関する検討内容も見つつ、民間部門との事情の異同を考慮して検討する。 	3 (1) <u>要配慮個人情報(仮称)に関する規定の整備</u> 本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いについて特に配慮を要する記述等(例:本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪被害を受けた事実及び前科・前歴)が含まれる個人情報については、本人同意を得ない取得を原則として禁止するとともに、利用目的の制限の緩和及び本人同意を得ない第三者提供の特例の対象から除外する。
(7) 行政機関等における <u>匿名加工情報個人特定性低減データ</u> の概念・定義の規定	<ul style="list-style-type: none"> <u>匿名加工情報個人特定性低減データ</u>の概念の行個法上の規定は、基本法と整合するよう整理する。 その上で、行個法上の<u>匿名加工情報個人特定性低減データ</u>は、行個法上の「個人情報」に包含されるものとして法制的に整理する方向で検討する(現在、法制的な整理を行っているところ)。 	2 (1) <u>匿名加工情報(仮称)に関する規定の整備</u> (7) 第三者に提供するために匿名加工情報を作成するときは、4の個人情報保護委員会に届け出た上で、個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報から特定の個人を識別することができる記述等の削除(他の記述等に置き換えることを含む。)をするなど、当該個人情報を復元することができないようにその加工をしなければならないこととする。ま

課 題 （「中間的な整理」における課題）	整理の方向	「パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子（案）」の関係部分
		た、匿名加工情報を作成した者は、削除をした記述等及び加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要かつ適切な措置を講じなければならないこととする。
<p>(8) 現行の行個法の「目的外提供」の規律と匿名加工情報個人特定性低減データの規律のバランス（匿名加工情報個人特定性低減データの規律の導入に合わせて、現行の目的外提供の規律を変更する（バランスをとる）必要はないか）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 匿名加工情報個人特定性低減データは、現行の行個法の目的外提供のいわば緩和のため導入するもの<u>である</u>。また、(2-3)の再特定や二次流通の禁止等は、匿名加工情報低減データであるがゆえに導入が検討される規律である。 このように、基本的には、<u>行個法において、匿名加工情報低減データに関する規律を中心に検討を行うべきものであるが、行個法上、法制的観点からのアンバランス（著しい不整合）が生じないか等については、今後の法制的検討において整理し、必要な場合には何らかの手当てを検討することが必要と考えられる。</u> <u>さらに、基本法における目的外提供の緩和の検討や、オプトアウトを前提とした同意無しの第三者提供を認めることとされていることとの関係なども含めて検討する必要があるのではないか。</u> 	<p>3 (2) 第三者提供に係る確認及び記録の作成の義務付け</p> <p>(ア) 個人情報取扱事業者は、個人情報データベース等の提供を受けるときは、その提供をする者が当該個人情報データベース等を取得した経緯等を確認するとともに、提供の年月日、当該確認に係る事項等の記録を作成し、一定の期間保存しなければならないこととする。</p> <p>(イ) 個人情報取扱事業者は、個人情報データベース等の第三者提供をしたときは、提供の年月日、提供先の氏名等の記録を作成し、一定の期間保存しなければならないこととする。</p> <p>(3) 不正な利益を図る目的による個人情報データベース提供罪の新設</p> <p>個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者又は従事していた者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用する行為を処罰対象にする。</p>
<p>(9) 行政機関等が匿名加工情報個人特定性低減データを提供する場合のプロセス</p> <p>① 専門的・技術的観点、低減の厳格度による活用の在り方を整理等</p> <p>② 苦情処理のプロセス</p>	<ul style="list-style-type: none"> 匿名加工情報個人特定性低減データの提供プロセスは、総務大臣が示す基準を踏まえ、各行政機関の長等が適合性を判断し、必要な場合には有識者の意見を聞くなどして決定していくもの<u>としている</u>。総務大臣が基準を策定するに当たっては、執行・監督体制において検討されている「専門機関」を活用する方向で、具体的に検討する。 苦情処理のプロセスについては、各行政機関で一義 	

課 題 (「中間的な整理」における課題)	整理の方向	「パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子(案)」の関係部分
<p>(10) -</p> <p>パーソナルデータの利活用のニーズへの対応に当たっての行個法(現行目的外提供の仕組みの活用)、情報公開法等の諸制度の検討</p> <p>及び匿名加工情報個人特定性低減データのニーズの把握</p>	<p>的に受け付けるが、解決困難な場合等には上記「専門機関」の活用する方向で具体的に検討してはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>(9)の上記</u>「専門機関」でパーソナルデータの利活用促進等について提言を行う機能も付与することを検討している。 この枠組みを更に具体化する検討の中で、検討してはどうか。 	

<その他、法制的に検討が必要と考えられる課題>

課 題	整理の方向	「パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子(案)」の関係部分
<p>(11) <u>匿名加工情報個人特定性低減データ</u>を行個法上の開示・訂正・利用停止請求の対象と位置づけるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>匿名加工情報個人特定性低減データ</u>であっても、行個法上の個人情報の定義に含まれるものとして整理されるのであれば((7)参照)、概念上は開示・訂正・利用停止の請求の対象となる。 ・ 他方、<u>匿名加工情報個人特定性低減データ</u>は「個人」の特定の可能性自体を低減させたものであり、これに対する請求は概念上成り立たないのではないかと考えられ、対象としない方向で検討することが適当ではないか。なお、基本法において事業者が開示・訂正・利用停止の請求対象となるかどうかも踏まえて検討する必要がある。 ・ <u>ただし、第三者に提供されたデータについて、個人特定性の低減の度合いが足りず個人の権利侵害が懸念される場合の苦情申立て、利用停止等に関する訴訟によらない紛争処理の仕組みは必要と考えられる。</u> 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>また、本人にとって同意なく匿名加工情報が第三者に提供されるという仕組みは（匿名加工されたものであっても本人の情報がどこに提供されたかについての）トレーサビリティが具備されていることが必要であると考えられる（公開又は本人への通知、提供記録の届出等）。この点について、基本法の整理を踏まえて検討する必要があると考えられる。</u> 	
<p>(12) <u>匿名加工情報個人特定性低減データ</u>に行個法上の個人情報ファイルの作成義務を課すか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (11) のとおり、<u>匿名加工情報個人特定性低減データ</u>を行個法上の開示・訂正・利用停止請求の対象としない方向であれば、個人情報ファイルの作成義務も課す必要はないのではないか。なお、低減データは、提供元のニーズに応じて作成・提供することとなるものであることから、ファイルの作成にはなじまないものと考えられるのではないか。 ・ <u>他方、例えば、現行のファイルに、匿名加工情報の作成、提供されている先などの項目を付加することなどにより、透明性、公開性の確保を図ることを検討する必要があるのではないかと考えられる。</u> 	